

【諮問（個人）第144号】

25川情個第7号
平成25年6月21日

川崎市教育委員会
委員長 峪 正 人 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 青 柳 幸 一

保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）

平成22年9月14日付け22川教指第1731号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関川崎市教育委員会の行った異議申立人の保有個人情報開示請求に対する拒否処分について、実施機関の判断はいずれも妥当である。

2 開示請求内容及び異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、〇〇〇〇（以下「本件児童」という。）の法定代理人として、平成22年5月6日、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、次の請求内容①から⑩について保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

請求内容① 先に開示された「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」の No. 246（H20. 7. 3）において、「3年生男子児童の保護者が担任に対して不信感を持ち、児童を登校させていないという報告を受ける」と校長が〇〇区担当者と電話にて話をした旨記載があるが、〇〇〇小学校（以下「小学校」という。）校長がこのように報告をした根拠となる書面、メモ、記録などのすべて

請求内容② 先に開示された「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」の No. 267（H21. 6. 16）において、「4年生男子児童のことについて相談がある」との記載があるが、この電話のやり取りをした〇〇区の担当者氏名、相談内容、対応内容、書類、メモ、記録などのすべて

請求内容③ 先に開示された「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」の No. 292（H21. 6. 22）において、「4年生男子児童について学校の対応の報告がある」との記載があるが、この電話のやり取りをした〇〇区の担当者氏名、対応の報告内容、書類、メモ、記録などのすべて

請求内容④ 先に開示された「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」の No. 678（H21. 9. 24）において、「4年生男子児童について相談がある」との記載があるが、この電話のやり取りをした〇〇区の担当者氏名、相談内容、書類、メモ、記録などのすべて

請求内容⑤ 先に開示された「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」の No. 953（H21. 11. 5）において、「4年生男子児童についての対応」とあるが、この対応をした〇〇区の担当者氏名、小学校の教職員氏名、対応内容、メモ、記録などのすべて

請求内容⑥ 平成20年6月30日に担任教諭が異議申立人に対して、「係の子供が、本件児童は欠席であるといったため、欠席と思い込んだ」と説明しているが、その件について関係する記録、文書などすべて

請求内容⑦ 平成20年6月30日に担任教諭が退勤後、私用を済ませた後で再度学校に戻り、担任教諭の携帯電話へ異議申立人の個人情報である電話番号を入力しているが、個人情報を持ち出すことについて許可を与えた者についての記録。また、同日担任教諭が携帯電話から異議申立人家へ電話をかけた後に電話番号を消去したという事実が確認できたこと

請求内容⑧ 平成20年6月30日の件について、異議申立人家から小学校に対して「事故(事件)」としての連絡をしているが、この日の出来事及び異議申立人家から連絡のあった事項について記録をしている書面などすべて

請求内容⑨ 平成20年度において、3年2組の補助に入った教員の記録(補助に入った教員名及び月日、時間、科目等)が分かるものすべて)

請求内容⑩ 平成20年度(平成20年4月～平成21年3月)において、3年2組(クラス)より保健室等へ欠席者の連絡をするときに使う帳簿またはそれに準ずるもの(健康観察簿など名称の如何を問わず)

請求内容⑪ 平成20年度以降(平成20年4月～平成22年3月)までに、異議申立人家から小学校校長に対して送付した「手紙」「要望書」などのすべて

- ・平成21年1月22日付けで行政書士より送付した内容証明郵便も含む

- ・平成21年3月24日付けで行政書士より送付した内容証明郵便も含む

- ・先に開示された書面「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」のNo.874、No.877、No.1013において、「3年生男子児童の保護者から～という連絡がある」との記載があるが、この連絡がやり取りの方法の欄にある「メ」に該当するものも含む

(2) 実施機関は、平成22年7月2日付けで、請求内容⑥、⑧、⑪については、全部承諾処分を行い、請求内容①ないし⑤、⑦、⑨、⑩については、文書は存在しないとして拒否処分を行った。なお、請求内容①におけるNo.246は、No.264の誤りと判断した上で処分を行っている。

(3) 異議申立人は、同年8月30日付けで、請求内容①ないし⑤、⑦、⑨及び⑩に対する拒否処分についての異議申立て(以下、各個別に「本件異議申立て」に各番号を付し、総称して「本件異議申立て」という。)を一括して行った。その後、平成24年1月10日付けで、本件異議申立て⑤を取り下げた。

3 異議申立人の主張要旨

平成22年8月30日付け異議申立書、平成23年2月13日付け意見書及び平成24年10月12日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

(1) 本件異議申立て①について

実施機関は、「〇〇区対応一覧(以下「区対応一覧」という。)」に記録する際にはメモなどがある可能性については認めているところ、メモは公務員が業務中に作成している以上、「個人的なメモ」ということで廃棄するのではなく、基準を設けて保存しておくべきである。

また、「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」のNo.264に記載された報告の内容は事実に反しているため、このような記載がなされた根拠を示してほしい。もし、本当に校長がこのような報告をしているのであれば、校長が虚偽の報告をしていることになる。

(2) 本件異議申立て②ないし④について

具体的な対応内容が記載されていなければ、対応一覧として記録をしている意味が

ない。「区対応一覧」の作成目的は何か、内容の信憑性も含めて存在意義そのものに疑義を感じる。

また、実施機関は、「区対応一覧」に記録する際にはメモなどがある可能性については認めているところ、メモは公務員が業務中に作成している以上、「個人的なメモ」ということで廃棄するのではなく、基準を設けて保存しておくべきである。「文書は作成されていない」という拒否理由には根拠がなく、開示請求に対する実施機関の対応不足の表れであるとして異議を申し立てるとともに、改めてきちんと対応することを求める。

(3) 本件異議申立て⑦について

教職員の個人情報の取扱いについてどのように定められているのか、その説明を求める。個人情報を持ち出し禁止が原則であり、持ち出す場合はきちんとした手順を踏む必要があったにもかかわらず、その手順を踏まずに原則に反する対応をしたばかりか、それを実施機関が「特に問題なし」と判断しているのはおかしい。

しかも、いまだに異議申立人家の電話番号が担任教諭の携帯電話に登録されている可能性があるとなると、削除されているかどうかについては、今後の異議申立人家の安全と安心のためにも知りたい情報である。

(4) 本件異議申立て⑨について

一般的に教員のその日の勤務内容等は、何らかの方法で記録されていると考えられる。さもないとすれば管理職が職員の勤務実態を把握することは不可能であるし、有事の際の面談においても対応することはできないはずである。あるいは本当に記録を作成していないのであれば、管理職はどのような方法で各職員の勤務実態を把握しているのか。その根拠も含めてきちんと説明をしてもらいたい。

(5) 本件異議申立て⑩について

出欠席は教育現場では重要な事項であるはずで、その書面が同年中に廃棄されるのはおかしい。廃棄についての基準を示してほしい。また、廃棄したことについての記録はあるのか。廃棄を承認した者や廃棄をした者、その方法などについて、より明確な説明を求める。また、廃棄済みであれば、後日の出席記録の照会や訂正の請求に対して何を根拠に対応するのか、きちんとした説明をしてもらいたい。

4 実施機関の主張要旨

平成22年12月28日付け処分理由説明書、平成24年1月9日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

(1) 本件異議申立て①について

「区対応一覧」は、〇〇区・教育担当（以下「区・教育担当」という。）において学校や関係者からの連絡、相談、報告等を受けた場合に、その月日、学校名、相談者・報告者、内容等の概要を記録しているものである。学校等から連絡等がある都度パソコンのフォームへ直接入力することもあれば、記憶や紙片へのメモをもとに後で入力することもある。紙片へのメモは、連絡等対応者の手控えとしての個人的なメモであると言え、実施機関における組織的な共用を予定したものではなく、入力完了後は保

存しておく必要のないものであるとの認識からその都度廃棄している。No. 264 についても、校長からの報告を電話で受け、その内容をパソコンのフォームへ直接入力したか、又は紙片にメモした後で入力したかは定かではないが、紙片へのメモをしたとしてもパソコンのフォームへの入力後は当該メモは不要であるため廃棄しており、その他の書面、記録なども作成していない。また、校長が報告の根拠とした書面、メモ、記録も作成していない。

(2) 本件異議申立て②ないし④について

「区対応一覧」は学校等からの連絡等を記録し、連絡等の件数や内容等について統計を取ることを目的に作成しているものであり、文書の管理をする文書目録的なものではない。そのため個々の内容に係る別の記録、文書等は、区・教育担当で保管している異議申立人側からの手紙、ファックス等を除き、作成していない。

(3) 本件異議申立て⑦について

個人情報の収集・利用については、事前に目的と内容を明示したうえで、保護者の了承を得て行っている。

実施機関では、個人情報の持ち出しについては原則禁止とし、業務上やむを得ず校外へ持ち出す場合は、保有個人情報管理責任者の許可を得て、「学校外持ち出し簿」へ必要事項を記入することとして、学校を指導している。

今回のケースは、担任教諭が電話番号のみを自己の携帯電話機にメモし、学校外において通話したものだが、担任する児童家庭との業務上必要な連絡をするために必要最小限の情報を持ち出したのであって、保有個人情報管理責任者の許可を得ること及び「学校外持ち出し簿」への記入までも必要ないものと判断したことから、文書は作成していない。

また、自己の携帯電話を使用した場合の使用後のデータ削除については、文書に記録する取り扱いを定めていないため、「電話番号を消去したという事実が確認できたこと」に該当する記録は作成していない。

(4) 本件異議申立て⑨について

補助に入る教員は特定の教員ではないこと、また、補助に入る場合も日、曜日、時限等により状況が一律でないことから、その時々の時限において授業を受け持っていない教員のうち補助に入れる教員に対して、校長が口頭で補助に入ることを命じていた。あらかじめ補助に入る教員の予定を組むことができないため、管理表などは作成していない。また、実績も特に必要がないものと判断し記録していないため、文書は作成していない。

(5) 本件異議申立て⑩について

「欠席調べ」は、ひと月ごとの表形式で、欠席した児童がある場合は、当該児童氏名の当該日の病名等の略号を記載して、毎日、クラスから保健室への連絡に使用しているものである。当該文書を受けた保健室では、これを基に「〇月〇日（〇）欠席状況」という文書にクラス別、病気等の原因別に件数を記録している。

「欠席調べ」の様式は、学校ごとに任意で作成しており、個人情報を含む文書であるため、集計後は速やかに廃棄している。従って、平成20年度の「欠席調べ」は、

本件請求の時点ですでに廃棄しており、当該文書は存在しない。なお、児童の出欠席の管理については「児童・生徒出席簿」を用いており、「欠席調べ」は使用していない。

5 審査会の判断

(1) 本件異議申立て①について

請求内容①は、実施機関が異議申立人に対し平成22年2月12日付けで開示した「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」のNo.246において、校長が電話で区・教育担当に「3年生男子児童の保護者が担任に対して不信感を持ち、児童を登校させていないという報告を受ける」と報告した旨の記載について、このような報告をした根拠となる書面、メモ、記録等のすべての開示を請求するもの、すなわち、上記記載の記録を作成するための基となる文書等の開示を請求するというものである。これに対し、実施機関は、請求内容①の一覧番号はNo.264の誤りであり、校長が区・教育担当にした報告の根拠となる文書は作成されていない旨説明している。

実施機関に聴取したところ、請求内容①に関する報告内容は、校長が電話で区・教育担当に報告した概要を1行程度に記載したものであり、区・教育担当は、電話で報告を受けた内容を直接パソコンに入力することもあれば、個人のメモに備忘録として記載してからパソコンに入力することもあり、個人で使用したメモ等はパソコンに入力後に破棄されるなどして存在していない、というものであった。

そこで検討するに、「区対応一覧」とは、区・教育担当が区内の学校が抱える課題等の傾向を統計的に分析することを主な目的とし、その概要をパソコンに入力して資料として作成しているものであり、区・教育担当が電話で相談を受けた際、その内容を備忘録程度にメモに記載することがあっても、パソコンに入力後は不要となったメモ等が破棄されることは通常あり得ることであり、仮にそのメモが残っていたとしても、実施機関において組織的な利用に供されるものではないことからすれば、本件請求内容①の基となるような公文書は存在しないとする実施機関の説明に格別不合理な点はない。その他、請求内容①の対象文書の存在をうかがわせる事情は認められない。

なお、異議申立人は、請求内容①に関する報告内容は事実と反しており、なぜこのような事実と反した記録が個人情報として作成されているのかの説明を求めているが、本件のような開示請求にあたって、内容の真実性は当審査会の判断対象ではない。

よって、本件異議申立て①について、実施機関が行った文書不存在による拒否処分は妥当である。

(2) 本件異議申立て②ないし④について

請求内容②ないし④は、実施機関が異議申立人に対し平成22年2月12日付けで開示した「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」のNo.267、292、678において、「4年男子児童のことに相談がある」、「4年男児児童について学校の対応の報告がある」、「4年男子児童について相談がある」との記載について、この対応をした〇〇区の担当者氏名、相談内容、書類、メモ、記録等のすべての開示を請求するものである。これに対し、実施機関は、請求内容②ないし④について、〇〇区の担当者氏名、相談や報告内容等を記載した文書は作成されていない旨説明している。

実施機関に聴取したところ、区対応一覧には学校等からの相談や連絡等を記録しているが、区・教育担当で保管している申立人側からの手紙、ファックス等を除き、個々の相談内容に係る別の記録、文書等は作成しておらず、当該請求に関する文書は存在していない、というものであった。

そこで検討するに、請求内容②ないし④に関する報告概要は、校長が電話にて報告した内容が記載されているが、個別の電話相談の対応や詳細について別途書面を作成しているような事情は認められない。また前記(1)に記載したとおり、電話で相談を受けた担当者が備忘録程度にメモに記載することがあったとしても、組織的な利用に供されるものではないことからすれば、請求内容②ないし④の対象となる公文書が存在しないとする実施機関の説明に格別不合理な点はない。その他、請求内容②ないし④の対象となる文書の存在をうかがわせる事情は認められない。

よって、本件異議申立て②ないし④について、実施機関が行った文書不存在による拒否処分は妥当である。

(3) 本件異議申立て⑦について

請求内容⑦は、平成20年6月30日に担任教諭が学校外から携帯電話で異議申立人宅に電話したことに關して、個人情報である異議申立人宅の電話番号を担任教諭の携帯電話に登録したことにつき、「個人情報を学校外に持ち出すことについて許可を与えた者についての記録」及び「当該電話番号を後に（携帯電話から）消去したという事実が確認できたことの記録」の開示を求めるものである。これに対して、実施機関は、当該請求に該当する書面は作成されていない旨説明している。

実施機関に聴取したところ、①実施機関としては、生徒の成績表等を学校外に持ち出す場合には管理簿に記録するよう指導しているが、電話番号については、担任教諭等が緊急連絡用にクラス連絡網を携帯することを校長が承認しているのが通常であること、②小学校においては、担任教諭等に電話連絡網の携帯を認めていなかったが、教諭等が学校外から保護者に電話を架ける必要がある場合もあり、電話番号の持ち出しを禁止しておらず、持ち出す際にも管理簿に記載するような指示はしていなかったこと、③本件においても、担任教諭が電話番号を携帯電話に登録することは許可を得る対象ではなく、当該請求に該当する文書は作成されていない、というものであった。

これに対して、異議申立人は個人情報の持ち出し禁止が原則であり、持ち出す場合はきちんとした手順を踏む必要があったなどと反論するが、電話番号の持ち出し等を禁止する規定等はなく、担任教諭等が学校外から生徒宅に電話で連絡する必要がある場合もあることからすれば、電話番号の持ち出し等について文書を作成する等の管理をしていないとする実施機関の説明に格別不合理な点はなく、異議申立人の上記反論は、当該書面の存否に関わる事情とはいえない。

よって、本件異議申立て⑦について、実施機関が行った文書不存在による拒否処分は妥当である。

(4) 本件異議申立て⑨について

請求内容⑨は、平成20年度において、3年2組に補助に入った教員の記録（補助

に入った教員名および月日、時間、科目が分かるものすべて)の開示を求めるものである。これに対して、実施機関は当該請求内容の記録は作成されていない旨説明している。

実施機関に聴取したところ、当該日時に3年2組に補助に入った教員は、異議申立人が担任教諭との関係に不安を抱いたため、校長がその対応策として2人体制で学級運営を行う措置をとったもので、補助教員は担任教諭のサポートや児童の支援等を行うが、特定の教員ではなく、その時々状況に応じて対応できる教員が補助に入るため、管理職が口頭で補助に入ることを命じており、文書を作成する等の管理を行っていない、というものであった。

これに対し、異議申立人は、補助職員に関する記録を作成していなければ、勤務実態を把握することはできず、管理職・教育委員会はどのような方法で各職員の勤務状況や配置等を把握しているのか、その根拠も含めて説明してもらいたい旨主張するが、本件の補助職員については、他の教員に臨機応変に対応させていたというもので、その体制を管理し記録すべきことを義務付けた規定等はなく、異議申立人の上記主張は当該書面の存否に関わる事情とはいえない。

よって、本件異議申立て⑨について、実施機関が行った文書不存在による拒否処分は妥当である。

(5) 本件異議申立て⑩について

請求内容⑩は、平成20年度に3年2組から保健室等へ欠席者の連絡をするときの帳簿またはそれに準ずるものの開示を求めるものである。これに対して、実施機関は、養護教諭が各学級の欠席傾向などを調べるために便宜的に作成する書面(「〇月欠席調べ」)はあるが、平成20年度の書面は同年度中に廃棄された旨説明している。

実施機関に聴取したところ、「〇月欠席調べ」とは、ひと月ごとの表形式で作成されており、欠席した児童がある場合には当該児童氏名の当該日に病名等の略号を記載して、毎日クラスから保健室への連絡に使用し、当該書面を受領した保健室ではこれを基に「〇月〇日(〇)欠席状況」という文書に、クラス別、病気等の原因別に件数を記録しているが、「〇月欠席調べ」は個人情報を含む文書であるため、集計後に速やかに裁断等して廃棄しており、請求内容⑩に対応する「〇月欠席調べ」も既に廃棄済みである、というものであった。

そこで検討するに、請求内容⑩の対象文書としては、平成20年4月から平成21年3月までの書面が該当するところ、当初の保有個人情報開示請求が平成22年4月29日付けされているから、該当日から1年以上経過してから開示請求をしたことになる。また「〇月欠席調べ」は学校の任意で作成するもので保存義務がないことからすれば、実施機関がその開示請求当時、平成20年度に該当する「〇月欠席調べ」を廃棄していたとしても不自然とはいえず、他に当該請求に関する文書が存在していることをうかがわせる事情はない。

なお、異議申立人は後日の出席記録の照会や訂正の請求に対して何を根拠に訂正などするのかと反論しているが、出席状況に関する補助的な記録を残すべき義務はなく、異議申立人の上記反論は当を得たものとはいえない。

よって、本件異議申立て⑩について、実施機関が行った文書不存在による拒否処分は妥当である。

以上の理由により、前記 1 に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	青柳	幸一
委員	植村	京子
委員	小塚	淳子
委員	三浦	大介